

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

津市長 前 葉 泰 幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)		
地域名 (地域内農業集落名)	平尾地区 (平尾)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月28日 (第 2 回)		

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中山間地であり獣害が多い。
地区内では圃場整備された農地の一部を担い手が営農しているが、個人で営農している農地もある。
いずれの農家も 7 0 歳以上と高齢であり、人手不足とあいまって、水路管理やのり面、農道の維持管理等も中山間地域等直接支払交付金頼みとなっている。これらの維持管理体制を 1 0 年後も持続させることが難しい状況になりつつある。
農地の集積・集約には既存担い手の引き受け面積の拡大及び新たな担い手の確保が必要であるが、中山間地であるため耕作条件も良いとは言えず困難な状況。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では水稻が中心であるが担い手が小麦や大豆の作付けを行っている農地もある。引き続きこれら作物の作付けを行うためにも既存の獣害対策よりも強力な対策が必要である。
また、中山間地であるため、営農を希望する農業者が少ないことから農地の集積、集約に関しては、既存の担い手の引き受け面積の拡大及び新規の担い手確保への取組を行いながら集落内の農地を維持管理していく体制を構築する必要があるが、担い手も個人農家も労力不足のため困難な状況。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、現況で農業利用が見込まれない農地は含まない。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
地区内の農地の集積・集約については農地中間管理機構を通じて行うこととする。 担い手が営農困難になった場合については、農地中間管理機構の農地バンクを機能を活用することで、新規受け手への付け替えを進めることができるように機構への貸し付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地の賃借が発生した際は、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
老朽化している用排水路施設等の確認を行い、必要であれば改修を進め有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな引き受け手となる新規営農者や担い手の確保に努め、他組織（JA、県等）との連携を図りながら農地の幹旋や必要な支援を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害対策に助成制度を活用した防護策等の設置を検討する。
- ⑦ 地域のみならず、担い手も含めた管理体制の構築を検討したい。